

中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会 「今後の石綿飛散防止の在り方について(答申案)」の概要

一層の石綿飛散防止対策の強化のため、規制内容が近い労働安全衛生法や、建築物関連法令等との連携を念頭に、大気汚染防止法における規制について検討。

背景

現行の大気汚染防止法

規制対象

- 特定の石綿含有建材が使用された建築物等の解体等作業

事前調査

- 解体等の前に、受注者が、特定の石綿含有建材の使用有無を調査
- 調査結果を発注者に説明

↓ 特定の石綿含有建材あり

除去等作業

- 発注者が、除去等作業について都道府県等に届出
- 作業基準の遵守
- 行政による報告徴収、立入検査、命令

<課題>

- 法の規制対象となっていない石綿含有成形板等(いわゆるレベル3建材)の不適切な除去により、作業場所の周辺に石綿が飛散するおそれがあることが明らかになった。
- 不適切な事前調査により、石綿含有建材が把握されず、石綿の飛散防止措置なしに建築物等の解体等工事が行われた事例がある。
- 作業終了後に、石綿含有建材の取り残しが確認された事例がある。
- 予期せぬ箇所からの石綿の飛散が確認された事例がある。
- 短期間で作業が行われる場合が多く、行政が作業終了前に違反を把握できず、命令を発出できない場合がある。

答申案の概要

1 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止

- いわゆるレベル3建材について、除去等作業時に適切に石綿の飛散を防止するため、作業基準の策定、事前調査の実施等、法の規制の対象とする。

2 事前調査の信頼性の確保

- 事前調査の方法を法令で定め、一定の知見を有する者が調査を行う。また、都道府県等が適切に調査が行われたか確認するため、受注者は調査の記録を保存する。
- 都道府県等が解体等工事の現場を幅広く把握するため、労働安全衛生法と共に電子システムにより、石綿含有建材の有無にかかわらず、受注者は一定規模等以上の工事の調査結果を報告する。

3 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

- 一定の知見を有する者が取り残しがないことの確認を行う。
- 都道府県等及び発注者が適切に除去等作業が行われたことを確認するため、受注者は作業の記録を保存し、発注者に作業結果の報告を行う。

4 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

- 集じん・排気装置の排気口における粉じんの測定の頻度及び作業場所における負圧の状況の確認の頻度を増やす。

5 作業基準遵守の強化

- 立法技術上の課題も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設を検討する。

6 その他

- 災害時における石綿の飛散防止を推進するため、所有者等は通常使用時から建築物等への石綿含有建材の使用の把握に努め、国や都道府県等はこれを後押しすること等に努める。
- 国が、業界団体等と連携し、発注者、受注者、建築物等の所有者等に対する更なる普及啓発に努める。

<今後の予定>

11月～12月：パブリックコメント → 12月～1月：答申とりまとめ